

Title	ふくろうのイメージと不孝についての一試論：五月との関係から
Sub Title	A study of the unfilial image of owls : from the point of view of folkways in May
Author	矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.331(331)- 350(350)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0331

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ふくろうのイメージと不孝についての一試論

——五月との関係から——

矢 島 明希子

はじめに

ふくろうは、西洋では知恵と戦争の女神ミネルヴァ（アテナ）を象徴する鳥であり、現在でも書店などのロゴマークに多用されている。しかし、中国においてふくろうは通時的に「悪鳥」とされてきた^{〔1〕}。これまで筆者は、殷代から漢代に至るまでのふくろうの悪鳥観について、文献資料と画像資料の両面から検討した^{〔2〕}。その結果、文献資料上、ふくろうが悪鳥とされるそもそもの原因は、その鳴き声「悪声」にあったと考えられる。しかし、画像石など画像資料に刻まれたふくろうは、瑞鳥である鳳凰と同様に死者を冥界（仙界）に導く神鳥でもあったことを指摘した。それにもかかわらず、文献資料では、ただ鳴き声を「悪声」とするだけでなく、さらに「不孝」

という道徳的価値観や「食母」という実態に反する性格が付与されていく。本稿では、なぜこのようなマイナスイメージが付与されてしまったのかという問題について、一仮説を提示してみたい。引いては、古代社会が周囲の鳥獣をいかに象徴化し伝承していくのかを検討するものである。

なお、本稿ではふくろう以外にも多くの鳥名を紹介するが、ある鳥名について現在のどの鳥に比定しようかということを議論するのは避け、その鳥の性質がどのよかに伝えられてきたのかという問題に重点を置く。

一 不孝鳥と食母

（一）ふくろうのイメージ

漢代、文献におけるふくろうは、悪声の鳥・不祥の鳥

という評価が強く、「不孝」という評価はまれである。まずは、悪声・不祥と評価される例をいくつか挙げてみよう。

《悪声の鳥》

『詩』陳風臺門「鴉」毛伝

鴉、悪聲之鳥也。

(鴉、悪聲の鳥也。)

漢・劉向『說苑』談叢

梟逢鳩。鳩曰「子將安之？」梟曰「我將東徙。」鳩

曰「何故？」梟曰「郷人皆惡我鳴。以故東徙。」鳩

曰「子能更鳴可矣。不能更鳴、東徙猶惡子之聲。」

(梟、鳩に逢う。鳩曰く「子將に安く之にかんと

するや？」と。梟曰く「我將に東のかた徙らんと

す」と。鳩曰く「何の故ならんや？」梟曰く「郷人

皆我が鳴くを惡む。以て故に東に徙る」と。鳩曰く

「子能く鳴を更うること可なるか。鳴を更うること

能わざれば、東徙するも猶お子の聲を惡まん」と。)

このように、梟の声を悪とする例は、右の他に、『漢

書』五武子列伝や『晏子春秋』内篇雜下・柏常饗禳梟死

將為景公請寿晏子識其妄篇などにも見える。

《不祥の鳥》

後漢・許慎『說文』第四篇上佳部

雀、雉(鴟)屬。从佳从卩。有毛角。所鳴其民有甌。

(雀は鴟の屬。佳に从い卩に从う。毛角有り。鳴く

所其の民に甌有り。)

後漢・班固『漢書』賈誼傳・服鳥賦

誼為長沙傅三年、有服飛入誼舍、止於坐隅。服似鴞、

不祥鳥也。

(誼、長沙の傅爲ること三年、服有りて誼の舍に飛

び入り、坐隅に止まる。服は鴞に似て、不祥の鳥

也。)

中国古代において、特定の鳥が凶兆として機能する場

合がある。賈誼の屋敷に舞い込んだふくろうも賈誼に死

期を知らせる凶兆と考えられた。こうした闇夜に鳴くふ

くろうの声は「悪」や「妖」とされ、マイナスイメージ

へ傾いていく。

(二) 不孝鳥

管見の限り、ふくろうを明確に「不孝」とする最初の

伝世文献は『說文』である。

『說文』第五篇下木部

不孝鳥也。日至、捕梟磔之。从鳥、頭在木上。

(不孝鳥也。日至らば、梟を捕えて之を磔す。鳥に
从い、頭木上に在り。)

一体なぜ、ふくろうは「不孝」なのだろうか。右の
『説文』の記述からは判断しがたい。

この問題を考える前に、まず「孝」について確認しよ
う。加地伸行氏は、孝とは本来、祖先祭祀や宗廟の礼制
の礎であり、祖先祭祀を行うことにより死の不安・恐怖
の克服をはかるという、死生観に関わる孝の宗教性が根
本にあったが、一般的には子の親への愛とそれを政治的
に敷衍した統治思想と解釈されるという⁽⁸⁾。このような、
親族倫理(親族秩序)を一般倫理(社会秩序)に転換す
る「孝」思想は戦国時代に生み出され、時代と状況に
よって異なる多面的な様相を見せる⁽⁹⁾。

では、具体的には何が不孝に当たるのだろうか。『孟
子』離婁下は、以下のような五つの不孝を挙げている。

孟子曰「世俗所謂不孝者五。惰其四支、不顧父母之
養、一不孝也。博奕好飲酒、不顧父母之養、二不孝
也。好貨財、私妻子、不顧父母之養、三不孝也。從
耳目之欲、以爲父母戮、四不孝也。好勇鬪狠、以危
父母、五不孝也。」

(孟子曰く「世俗の所謂不孝なる者五つ。其の四支

ふくろうのイメージと不孝についての一試論

を惰り、父母の養を顧みざるは、一の不孝也。博奕
して飲酒を好み、父母の養を顧みざるは、二の不孝
也。貨財を好み、妻子にのみ私し、父母の養を顧み
ざるは、三の不孝也。耳目の欲を従にし、以て父
母の戮めを爲すは、四の不孝也。勇を好み鬪狠し、
以て父母を危うくするは、五の不孝也」と。)

ここに挙がる不孝は、父母から受けた養育の恩に報い
ないこと、父母を傷つけることをいう。不孝が父母を害
することを指すとすると、ふくろうに関する記述のうち、
これに当たると考えられるのが、秦・呂不韋『呂氏春
秋』分職論「譬白公之嗇、若梟之愛其子也」という一節
に付された後漢・高誘の注である。

梟愛養其子、子長而食其母也。白公愛荊國之財殺其
身也。

(梟は其の子を愛養するも、子長じて其の母を食う
也。白公、荊國の財を愛して其の身を殺す也。)

また、漢・桓譚『新論』(『太平御覽』卷九二七「異
鳥」所引)にも以下のようにある。

宣帝時、公卿朝會、丞相語次曰「聞梟生子、長且食
其母。寧然。」有賢者應曰「但聞鳥子反哺耳。」丞相
大慚。

(宣帝の時、公卿朝會し、丞相次に語りて曰く「聞くならく梟は子を生み、長ずれば且に其の母を食らうと。寧ぞ然るや?」と。賢者有りて應えて曰く「但だ鳥の子反哺するを聞くのみ」と。丞相大いに慚ず。)

ふくろうを「食母」の鳥とする記述の中では、この桓譚『新論』および高注が最も古層に位置する。実際、ふくろうが母鳥を食べる習性があるわけではない。しかし、この俗信はその後も伝承された。漢・司馬遷『史記』孝武本紀「古者天子常以春秋解祠、祠黃帝用一梟破鏡」に對して、南朝宋・裴駰の集解は三国魏・孟康注を引き、梟、鳥名、食母。破鏡、獸名、食父。黃帝欲絶其類、使百物祠皆用之。

(梟は鳥名にして、母を食う。破鏡は獸名にして、父を食う。黃帝其の類を絶やさんと欲し、百物をして祠るに皆之を用ら使む。)

という。また、梁・劉勰『劉子』貪愛章四十九にも、炎州有鳥、其名曰梟。偃伏其子、百日而長、羽翼既成、食母而飛。

(炎州に鳥有りて、其の名を梟と曰う。其の子に偃伏すること、百日にして長じ、羽翼既に成らば、母

を食らいて飛ぶ。)

とある。そして、「食母」がすなわち不孝を指すと考えられていたことは、明・馮復京『六家詩名物疏』卷十一が「流離」について『説文』を引いて、

『説文』、梟食母不孝鳥。故冬至捕梟磔之。字从鳥、首在木上。

(『説文』に、梟は母を食わば不孝鳥なり。故に冬至に梟を捕へて之を磔す。字、鳥に从い、首は木上に在りと。)

と、敷衍していることからわかる。

二 孝子伝と令禽悪鳥論

(一) 孝子伝

さらに、ふくろうと「不孝」「食母」の結びつきが陽明本『孝子伝』に見える。孝子・伯奇がふくろうに姿を変え、自らを迫害した継母に仕返しをする説話である。

(伯奇は周の丞相尹吉甫の子で、慈孝の人であった。吉甫の後妻は継子の伯奇を除こうとし、様々な方法で伯奇が自分を害そうとしたと吉甫に訴える。

吉甫は後妻の讒言を信じて伯奇を責めたため、伯奇は出奔する。吉甫は後妻の奸計を悟り、伯奇の後を

追うが、伯奇はすでに河に身を投げていた。吉甫は悲嘆し、河の畔に伯奇を祭ると飛鳥がやって来たので、吉甫はその鳥に「もし我が子なら、我が懐に入れ」と呼びかけた。すると鳥は懐に入って袖から出て行き、また吉甫の呼びかけによって吉甫の車の上に止まり、共に帰宅した。母便出迎曰「向見君車、上有惡鳥。何不射殺之」父即張弓取矢、便射其後母、中腹而死。父罵曰「誰殺我子乎」鳥即飛上後母頭啄其目。今世鴝臯是也。一名鸛鵲。其生兒還食母。……

（母便ち出迎えて曰く「向こうに君の車を見るに、上に惡鳥有り。何ぞ之を射殺せざらんや」と。父即ち弓を張り矢を取り、便ち其の後母を射れば、腹に中りて死す。父罵りて曰く「誰が我が子を殺せるか」と。鳥即ち飛びて後母の頭に上り其の目を啄む。今世の鴝臯是れ也。一名は鸛鵲。其の生める兒還りて母を食う。……）

これは、継子いじめをモチーフとした説話である。孝子・伯奇が継母に迫害される伝承は、すでに『韓詩外伝』などに見え、少なくとも前半部分は漢代には通行していたものと思われる。

また、同じく陽明本『孝子伝』曾參伝には以下のようにある。

曾參魯人也。其有五孝之行、能感通靈聖。何謂爲五孝。……時有隣境兄弟二。人更曰「食母不令飴肥。」參聞之、乃廻車而避、不經其境。恐傷母心。是四孝也。魯有鴝臯之鳥。反食其母、恒鳴於樹。曾子語此鳥曰「可吞音、去勿更來此。」鳥即不敢來。所謂孝伏禽鳥。是五孝也。……

（曾參は魯人也。其れ五孝の行い有り、能く感じて靈聖に通ず。何をか謂いて五孝と爲さんや。……時に隣境に兄弟二有り。人更曰く「母を食らいて飴肥せしめず」と。參之を聞き、乃ち車を廻して避け、其の境を経ず。母の心を傷むるを恐るればなり。是れ四孝也。魯に鴝臯の鳥有り。反りて其の母を食らい、恒に樹に鳴く。曾子此の鳥に語りて曰く「音を吞むべし、去りて更に此に來たること勿かれ」と。鳥即ち敢えて來たらず。所謂孝の禽鳥を伏すなり。是れ五孝也。……）

曾參の説話からは、第四の孝で食母という「不孝」の行いを挙げ、その直後にまた第五の孝として、母を食らうふくろうを曾參が論し立ち去らせた一節を挙げることに

からも、ふくろう(鴉)と「食母」「不孝」の関係性がうかがえる。

た「博勞」であるとする。ここから、「鴉」「殺」「伯勞」が夏に鳴く鳥であるという認識があることがわかる。

(二) 令禽惡鳥論

「不孝鳥」というふくろうの評価を考える上で、曹植の「令禽惡鳥論」も興味深い史料である。ここでは伯奇が変化した鳥が「伯勞」として引かれている。全体の内容は大きく五つに分かれる。

〔一〕「伯勞」の鳴き声が悪とされるのはなぜか。

國人有以伯勞生獻者、王召見之。侍臣曰「世同惡伯勞之鳴。敢問何謂也？」王曰「月令、仲夏賜始鳴。」

『詩』云「七月鳴殺。」七月、夏五月、殺則博勞也。

(國人に伯勞の生きたるを以て獻する者有り、王召して之に見ゆ。侍臣曰く「世同に伯勞の鳴くを惡む。敢えて問う何の謂いならんや?」と。王曰く「月令

に、仲夏に賜始めて鳴くと。『詩』に云うに「七月鳴殺」と。七月は夏五月にして、殺則ち博勞也。)

議論の端緒として、臣下が「伯勞の鳴き声を憎むのはなぜか」と問う。「王曰」以下全体が、それに対する答えに当たると思われる。まず『礼記』月令の「仲夏賜始鳴」と『詩』の「七月鳴殺」が引かれ、この「殺」はま

〔二〕伯奇の説話の後半部分

昔尹吉甫信後妻之讒、而殺孝子伯奇。其弟伯封求而不得、作「黍離」之詩。俗傳云、吉甫後悟、追傷伯奇。出游於田見異鳥鳴於桑、其聲嗷然。吉甫動心曰「無乃伯奇乎。」鳥乃撫翼、其音尤切。吉甫曰「果吾子也。」乃顧曰「伯奇、勞乎。是吾子、棲吾輿。非吾子、飛勿居。」言未卒、鳥尋聲而棲於蓋。歸入門、集於井幹之上、向室而號。吉甫命後妻載弩射之、遂射殺後妻以謝之。故俗惡伯勞之鳴、言所鳴之家必有尸也。

(昔尹吉甫は後妻の讒を信じ、而して孝子伯奇を殺す。其の弟伯封求むれども得ず、「黍離」の詩を作る。俗傳に云うに、吉甫後に悟り、伯奇を追傷す。田に出遊して異鳥の桑に鳴くを見れば、其の聲嗷然たり。吉甫心を動かして曰く「乃、伯奇たること無きや?」と。鳥乃ち翼を撫で、其の音尤も切なり。吉甫曰く「果して吾が子也」と。乃ち顧みて曰く「伯奇、勞なるか。是れ吾が子なれば、吾が輿に棲め。吾が子に非ざれば、飛びて居ること勿かれ」と。

言未だ卒らざるに、鳥聲を尋ねて蓋に棲む。歸り門に入らば、井幹の上に集まり、室に向いて號ぶ。吉甫後妻に命じて弩を載さしめ之を射んとし、遂に後妻を射殺し以て之に謝ゆ。故に俗に伯勞の鳴を惡み、鳴く所の家必ず尸有りと云う也。

伯奇伝の後半部分によつて、伯勞が不吉な鳥であるという俗信について述べる。ここでは『孝子伝』の「鳥即飛上後母頭啄其目。今世鴟梟是也」という部分を欠き、文脈からして伯奇が變化した鳥は伯勞であると推測される。実は、「故俗惡伯勞之鳴、言所鳴之家必有尸也」という俗信は、ふくろうに関する記事にもしばしば見られるものであり、両者の類似性をうかがわせる。

〔三〕伯勞は人を損なう陰氣が動き始めるときに鳴く。此好事者附名爲之説、令俗人惡之。而今普傳惡之、斯實否也。伯勞以五月而鳴、應陰氣之動。陽爲人養、陰爲賊害。伯勞蓋賊害之鳥也。

（此れ好事の者名を附し之の説を爲し、俗人をして之を惡ましむ。而して今普傳して之を惡むも、斯の實は否也。伯勞五月を以てして鳴くは、陰氣の動くに應ずればなり。陽は人養爲りて、陰は賊害爲り。伯勞は蓋し賊害の鳥也。）

伯勞の鳴き声を憎むのは伯奇の説話によると広く考えられているが、「二」の月令の記述に基づいて、実は陰陽の気によるものだと説く。この時点ですでに多様な悪鳥観があったことがわかる。

〔四〕生來の鳴き声は變えることができない

屈原曰「鴟鳩之先鳴、使百草爲之不芳。」其聲嗚々然、故俗憎之。若其爲人災害、愚民之所信、通人之所略也。鳥鳴之惡自取憎、人言之惡自取滅、不能有累於當世也。而兇人之行弗可易、梟鳥之鳴不可更者天性然也。昔荆之梟、將徙巢於吳。鳩遇之曰「子將安之。」梟曰「將巢於吳。」鳩曰「何去荆而巢吳乎。」梟曰「荆人惡予之聲。」鳩曰「子能革子之聲則免、無爲去荆而巢吳也。如不能革子之音、則吳楚之民不異情也。爲子計者、莫若宛頸戢翼、終身勿復鳴也。」

（屈原曰く「鴟鳩の先に鳴けば、百草をして之の爲めに芳しからざらしむ」と。其の聲嗚々然たりて、故に俗之を憎む。其の人に災害を爲すの若きは、愚民の信じる所なるも、通人の略する所也。鳥鳴の惡は自ら憎を取り、人言之惡は自ら滅を取り、當世に累有ること能わざる也。而して兇人の行の易うべか

らず、梟鳥の鳴の更うべからざるは天性然れば也。

昔荆の梟、將に巢を吳に徙さんとす。鳩之に遇いて曰く「子將に安くに之かんとせんや?」と。梟曰く

「將に吳に巢つくらんとす」と。鳩曰く「何ぞ荆を去りて吳に巢つくるや?」梟曰く「荆人子の聲を惡めばなり」と。鳩曰く「子能く子の聲を革うれば則ち免れ、爲めに荆を去りて吳に巢つくること無き也。

如し子の音を革うること能わざれば、則ち吳楚の民情異ならざる也。子の爲めに計るは、頸を宛げ翼を

戦め、終身復た鳴くこと勿きに若く莫き也」と。) 鳥の鳴き声について、これが人々に害をなすというのは愚民の迷信であると一蹴し、前掲『說苑』談叢に見える鳩と梟の寓話によつて、その声が変えられないことを説く。

「五」梟が母を食うという俗信を否定

昔會朝議者、有人問曰「寧有聞梟食其母乎。」有答之者曰「嘗聞鳥反哺、未聞梟食母也。」問者慚唱不善也。孟春之旦、從太陽方貴放鳥雀者、加其祿也。

得蟬者莫不訓而放之、爲利人也。得蚤者、莫不糜之齒牙、爲害身也。鳥獸昆蟲、猶以名聲見異。況夫吉士之與兇人乎。」

(昔朝議に會する者、有る人問いて曰く「寧そ梟其の母を食らうと聞くこと有るか?」と。之に答うる者有りて曰く「嘗て鳥の反哺するを聞くも、未だ梟の母を食らうことを聞かざる也」と。問う者不善を唱うるを慚ずる也。孟春の旦、太陽の方從り鳥雀を放つを貴ぶは、其の祿を加うれば也。蟬を得る者訓えざれども之を放つこと莫きは、人を利するが爲め也。蚤を得る者之の齒牙に糜れざること莫きは、身を害するが爲め也。鳥獸昆蟲、猶お名聲を以つて異なるを見る。況んや夫れ吉士の兇人とをや」と。)

最後は、前掲の桓譚『新論』と類似した内容を持つ。ここでは、梟が母を食らうとは聞いたことがないとして、ふくろうの「食母」説を否定している。ただ、それだけ「食母」の俗信が広く知れ渡っていたとも言えるのである。

このように、「令离惡鳥論」は「伯勞」から議論が始まるが、その中で「鵲」「鷓鴣」「梟」という鳥名が鳴き声という話題を中心に移り変わり、最後は「梟」の話題で終わっている。なぜ、このような複雑な展開を見せるのだろうか。次に、これらの鳥名解釈について見ていきたい。

(三)「梟」と「鴟」

ふくろうにまつわる鳥名解釈の混同は、『爾雅』積鳥および『詩』幽風・鴟鴞の毛伝「鴟鴞、鷓鴣也」を軸に展開される。このような名物を考証する場合、字書類と並んで『詩』の名物解を見逃すことはできない。『論語』陽貨に、詩を学ぶことは多くの鳥獸草木の名を知ることができるといふ一節があり、『詩』に見える草木鳥獸を理解することは、中国の学者にとって大きなテーマであった。ただ、これらの鳥名は、方言や時代によって理解が異なるため、全てを追跡・検討していくことは極めて難しい。

例えば、『詩』幽風・鴟鴞の毛伝「鴟鴞、鷓鴣也」の解釈は、陸氏『毛詩草木鳥獸虫魚疏』（以下『草木疏』）では「鴟鴞」を、

鴟鴞似黃雀而小、其喙尖如錐。取茅莠爲巢、以麻紵之如刺褥。然縣著樹枝、或一房、或二房。幽州人謂之鷓鴣、或曰巧婦、或曰女匠。

（鴟鴞は黄雀に似て小さく、其の喙の尖なること錐の如し。茅莠を取りて巢を爲り、以て麻紵の刺褥の如し。然らば樹枝を縣著すること、或は一房、或は二房。幽州の人、之を鷓鴣と謂い、或は巧婦と曰い、

或は女匠と曰う。）

と、巢作りの巧みな小鳥とする。一方、郭璞は『爾雅』積鳥の「鴟鴞、鷓鴣」に対して「鴟類」と注し、『方言』の「鷓鴣」について、

按爾雅云「鷓鴣、鴟鴞」鴟屬、非小雀明矣。

（按ずるに爾雅に云う「鷓鴣、鴟鴞」は鴟の屬にして、小雀に非らざること明らか矣。）

として「小雀」説を否定する。この解釈の違いの中にも、すでに鳥名解釈の混乱が見える。このように資料が持つ地域性や時代性などを考慮しない限り、これらの鳥名解釈は無限に展開し、堂々巡りしてしまうのである。

今、陽明本『孝子伝』伯奇伝と「令禽患鳥論」で鳥名が置換えられた「鴟梟（鴟梟）」と「伯勞」について見ていきたい。鳥などの名前について、中国古代の字書が多くがその別名を列挙する方法をとることも混乱が生じやすい原因の一つだろう。例えば、『爾雅』積鳥では、
鴟鴞、鷓鴣。狂、茅鴟。怪鴟。梟、鴟。雀、老鷓。
とあり、『広雅』卷十下は、

鷓鴣、鷓鴣、果羸、桑飛、女鷓、工雀也。

とあるため、鴟鴞＝鷓鴣＝鷓鴣という解釈が可能となる。また、『説文』第四篇上に、

鴟。

〔遯齋閒覽〕に謂うに、梟爲りと。……何元子乃ち鴟を謂いて鸛鴟と鴟と名づく。

とあり、「梟」「鸛鴟」「鴟」が混同されていた形跡がうかがえる。ただ、それ以前の字書・詩注類において、【A】「梟」と【B】「鴟」の間には、その他の鳥名との間に見られるように、即座にイコールで結びつくような明確な関係性が見られないのも確かである。

では、名前の解釈から離れて、その性格・性質についてはどうだろうか。谷口氏は、「鴟」と「梟」の共通点について、「両者をつなぐ明確な根拠は「食母」を行う、「不幸鳥」であるという一点に尽きると言えるのではないかと述べる。しかし、「鴟（伯勞）」と「梟」について、次頁の【表1】字書類と【表2】詩の名物解によって対照すると、「食母」の記述が引用されるのは「梟」であり（傍線部）、「鴟」はほぼ時候に関する記述の引用が占めていることは明らかである。前述したように、「食母」の鳥に関する記述で最も早い時期に位置する桓譚『新論』及び『呂氏春秋』高誘注などの文献で、特に「不孝」「食母」とされるのは「梟」についてであり、管見の限り「鴟（伯勞）」に「食母」の性格は見られない。

そのため、他の鳥との混同があったとしても、「食母」とは本来「梟」に付された性格であったと考えられる。とすると、両者の共通点は他にあるのではないだろうか。

三 季節と「不孝」

(一) 物候と季節祭

再び【表1】及び【表2】によって両者の共通点を探すと、そこには、「五月」「夏至」という要素を見出すことができる（傍線部）。「鴟」は、前述したように、五月・仲夏の物候である。仲夏は夏至を含み、陰陽思想では陽が極まって陰に転じるポイントであることから、前掲「令禽患鳥論」【三】で、「伯勞」とは陰気を告げる鳥であり、陰性の残酷な鳥だと説明するのである。

一方、「梟」について、『説文』段注、『埤雅』、『六家詩名物疏』は、五月に梟の糞を食べる習俗を挙げている。これは、前掲『史記』孝武本紀並びに『漢書』郊祀志の「古天子常以春解祠、祠黃帝用一梟・破鏡」について、諸注は以下のように述べる。

張晏曰「黃帝、五帝之首也。歲之始也。梟、惡逆之鳥。方士虛誕云以歲始祓除凶災、令神仙之帝食惡逆之物、使天下爲逆者破滅訖竟、無有遺育也。」孟康

【表1】 字書における「梟」と「鵂」

『埤雅』(宋・陸佃)	『說文』 【段玉裁注】	『爾雅』 【郭璞注】	
<p>梟、食母。『說文』云、不孝鳥也。故日至捕梟磔之。字从鳥、頭在木上。古天子以春解祠黃帝用一梟破鏡、說者以爲梟名食母破鏡食父。破鏡如獮者而虎眼、一曰鏡如虎豹而小。始生還食其母。故曰梟鏡黃帝欲絕其類、使百司用之。故後世於歲始祓除凶災、取以解祠黃帝。漢使東郡送梟、五月五日作羹、以賜百官。此遺象也。舊說梟性食母始飛。『北山錄』曰、鳥反哺、梟反噬。蓋順逆之習也。聽聲考詳篇云、鶴聲宜學仙、雉聲宜習武、鳥聲宜習醫、雁聲宜習卜筮、鵂聲宜習工巧、梟聲宜習符呪。『釋鳥』曰、梟、土梟也。西方之書曰、如土梟等附塊爲兒名之曰土梟。蓋取諸此傳曰、甌瓦可以令梟寂、又曰梟避星名鵂違歲子。</p>	<p>梟、伯勞也。陳思王『惡鳥論』曰、伯勞以五月鳴、應陰氣之動、陽氣爲仁義、陰氣爲殘賊。伯勞賊害之鳥也。其鳴鵂鳴、故其音名云。『月令』仲夏曰、鵂始鳴是也。『釋鳥』云、鵂鵂醜其飛也。撥言其飛不能翱翔、竦翅上下而已。許慎『說文』以爲撥、斂足也。今鵂鵂醜飛亦皆斂足腹下。『詩』曰、七月鳴鵂、八月載績。蓋倉庚知分、鵂鵂知至。故陽氣分而倉庚鳴、可蠶之候也。陰氣至而鵂鳴可績之候也。舊云、鵂善制蛇結。『類從』曰、鵂鳴在上蛇盤不動。鵂鳴在上蟬反不行。或曰、金得伯勞之血則昏、鐵得鵂鵂之膏則瑩、石得鵂鵂則化。銀得雉糞則枯。</p>	<p>鴟鵂、鵂鵂【鴟類】。狂、茅鴟【今鴟鵂也。似鷹而白。怪鴟【即鴟鵂也。見廣雅。今江東通呼此屬爲怪鳥】。梟、鴟【土梟】。……雀、老鴟【木兔也。似鴟鵂而小、免頭有角、毛脚。夜飛好食雞】。……鳥少美長醜爲鴟鵂【鴟鵂猶留離。詩所謂留離之子】。</p>	<p>梟</p>
<p>鴟、伯勞也。陳思王『惡鳥論』曰、伯勞以五月鳴、應陰氣之動、陽氣爲仁義、陰氣爲殘賊。伯勞賊害之鳥也。其鳴鵂鳴、故其音名云。『月令』仲夏曰、鵂始鳴是也。『釋鳥』云、鵂鵂醜其飛也。撥言其飛不能翱翔、竦翅上下而已。許慎『說文』以爲撥、斂足也。今鵂鵂醜飛亦皆斂足腹下。『詩』曰、七月鳴鵂、八月載績。蓋倉庚知分、鵂鵂知至。故陽氣分而倉庚鳴、可蠶之候也。陰氣至而鵂鳴可績之候也。舊云、鵂善制蛇結。『類從』曰、鵂鳴在上蛇盤不動。鵂鳴在上蟬反不行。或曰、金得伯勞之血則昏、鐵得鵂鵂之膏則瑩、石得鵂鵂則化。銀得雉糞則枯。</p>	<p>鴟、伯勞也。【夏小正作百鵂。月令注作博勞。詩箋作伯勞。古音同也。鴟、夏小正孟子作鳩。乃雙聲假借字。小正月令皆云五月鳴。惟幽風曰、七月鳴鵂。左傳曰、伯趙氏司至者也。】</p>	<p>鴟、伯勞也【似鴟鵂而大。左傳曰伯趙氏】。</p>	<p>鵂</p>

【表2】 詩注（名物解）における「臬」と「鵯」

『草木疏』	『毛詩名物解』 (宋・蔡下)	『六家詩名物疏』(明・馮復京)
<p>臬、類鵯而尤好陵物者也。有陵物之意。故當求之端待發氣果敢而發必中。聲當曉者以其如此、非若強茅之陰伏也。</p> <p>流離、臬也。自關西謂臬爲流離。其子適長大還食其母。故張奐云、鶴鷓食母。許慎云、不孝鳥是也。</p>	<p>臬、類鵯而尤好陵物者也。有陵物之意。故當求之端待發氣果敢而發必中。聲當曉者以其如此、非若強茅之陰伏也。</p>	<p>『爾雅』云、鳥少美長醜爲鶴鷓。郭注、鶴鷓猶留離。詩所謂留離之子。(『草木疏』)『爾雅』又云、臬鷓注土臬。『說文』臬食母、不孝鳥。故冬至捕臬磔之、字从鳥首在木上。『劉子』炎州有鳥、其名曰臬。偃伏其子百日而長、羽翼既成、食母而飛。『埤雅』云臬食母破窠食父。舊說臬食母始飛、黃帝欲絕其類、使百司用之。故後世於歲始祓除凶災、取以解祠黃帝。漢使東郡送臬、五月五日作羹、以賜百官。此遺象也。『雅翼』云、土臬穴土而居、故曰土臬、而『荆楚歲時記』稱鶴鷓爲土臬、說者云、鶴鷓穴居誤矣。按、臬與鴝音近者、殊臬者流離也。鴝者似鴝之鳥也。</p>
<p>なし</p>	<p>鵯見於萬物開闢之時。夏至而鳴、冬至而止。天地不勞、萬物以生、萬物以死。夏至乃生者勞物、冬至則死者定物。鵯鳴同萬物而勞者也。故謂之百勞。鳴於二至之間。故伯趙爲司至。七月以鵯爲將讀之候。觀天時而終、人事所以順萬物而作者也。</p>	<p>箋云、伯勞鳴將寒之候也。五月則鳴幽地晚寒鳥物之候從其氣焉。『爾雅』云、鵯伯勞也。樊光曰春秋傳曰少皞氏以鳥名官、伯趙氏司至、伯趙鵯也。以夏至來冬至去。郭云、似鶴鷓而大、又云鶴鷓醜其飛也。『疏』云、鵯疎也。不能翱翔遠飛但疎翅上下。『大戴禮』云、五月鵯則鳴。缺者百鵯也。鳴者相命也。『時訓解』云、芒種之日螳螂生、又五曰鵯始鳴。鵯不始鳴、號令雍偃。『易通卦驗』云、博勞性好單棲。『楚詞』云恐鵯鳩之先鳴、使百草爲之不芳。『呂覽』注云、仲夏陰作於下、陽發於上、伯勞夏至後應陰而殺蛇磔之於棘而於上。『悉鳥論』云、伯勞以五月而鳴、應陰氣之動。陽爲仁養、陰爲殺殘賊。伯勞蓋賊害之鳥也。其聲鵯鵯、故以其音名也。『類從』云鵯在上蛇伏不動。『禽經注』云、形似鸚鵡喙黃、伯勞喙黑。楊用修云、性能擊搏鷹集于林、則盤旋鳴聒。俟鷹飛輒擊之。蜀中名鴝鷂。五更輒鳴不止至曙乃息。</p>

ふくろうのイメージと不孝についての一試論

曰「梟、鳥名、食母。破鏡、獸名、食父。黃帝欲絶其類、使百吏祠皆用之。破鏡如羆而虎眼。」如淳曰「漢使東郡送梟、五月五日作梟羹以賜百官。以其惡鳥、故食之也。」師古曰「解祠者、謂祠祭以解罪求福。」

(張晏曰く「黃帝は五帝の首也。歳の始也。梟は惡逆の鳥。方士虚誕して歲始を以て凶災を祓除し、神仙の帝をして惡逆の物を食らわしめ、天下の逆を爲す者をして破滅訖竟し、遺育有ること無からしむるを云う也」と。孟康曰く「梟は鳥名にして、母を食う。破鏡は獸名にして、父を食う。黃帝は其の類を絶やさんと欲し、百吏をして祠るに皆之を用いしむ。破鏡羆にして虎眼の如し」と。如淳曰く「漢は東郡をして梟を送らしめ、五月五日に梟羹を作り以て百官に賜う。其の惡鳥なるを以て、故に之を食う也」と。師古曰く「解祠は、祠祭し以て罪を解き福を求むるを謂う」と。)

この習俗は『淮南子』説林訓にも、

鼓造辟兵、壽盡五月之望【高誘】鼓造、蓋謂梟。一曰、蝦蟇。今世人五月望作梟羹。

(鼓造は兵を辟くれば、壽五月の望に盡く。【高

誘】鼓造、蓋し梟を謂わん。一に蝦蟇と曰う。今世人五月の望に梟羹を作る。)

とあることから、少なくとも漢代には五月に梟を殺す習俗が存在していたと考えられる。

(二) 季節に対する意味づけと孝思想

五月夏至はもちろんのこと、『漢書』張晏注がいう「歲始」も季節の転換点にある。『説文』「故日至捕梟磔之」も、段注が「漢儀、夏至賜百官梟羹」とすることから【表1】参照)、この類例と見てよいだろう。かつ『説文』の「磔」は『礼記』月令に、

九門磔攘、以畢春氣。

(九門磔攘し、以て春氣を畢う。)

とあり、季節の転換を促す祭儀である。とすれば、梟に関わる習俗も季節祭の一つと見ることができる。特に五月は「惡月」ともいわれ、この時季の諸行事は邪氣払いが主眼とされる。『漢書』張晏注の「祓除凶災」や『淮南子』の「辟兵」を踏まえれば、梟に関わる習俗も、季節の転換点における邪氣祓いを目的としていた可能性が高い。

しかし、三国魏の孟康は「梟、鳥名、食母。破鏡、獸

名、食父。黃帝欲絶其類、使百吏祠皆用之」として、父母を害する悪物を滅ぼすという孝の観点からこの習俗を説明している。このことは、祭儀の意味づけに変化が起きたことを示唆している。

もう一度、漢代における「孝」について考えてみたい。池澤優氏によれば、父系出自理念が社会構造の基盤となっていた西周・春秋時代と違って、戦国時代にはすでに親族倫理が社会構成の倫理的支柱ではなくなっており、この段階での孝は、家庭内の親子間の愛情と従順の倫理であるという。そして、孝思想はこのような親族倫理を媒介として、より普遍的な社会倫理を論じる指向を持つとする。⁽³⁰⁾

五月のふくろうの習俗について、漢魏の注釈はおそらく、君主が臣下に父母を害する「不孝」の鳥獸を撲滅させることによって、天下の悪賊を一掃しようという治世を想定しているものと考えられる。この解釈は、孝思想を媒介として天下秩序を説明しようとする、孝治の観点を反映しているのかもしれない。漢代から六朝にかけて形成されたとされる孝子伝（伯奇伝・曾参伝）が、「鴛梟」を不孝鳥として引いていることから、漢代以降、ふくろうが孝思想の文脈に取り込まれていたことは明らか

かである。漢魏の学者が、孝思想によって古い祭儀を解釈することは、何ら不思議なことではないだろう。

生物学者ポール・シェバードは「動物たちは観念の具体的なシンボルとして、また秩序モデルとして奉仕することによって、観念を操作する手段として仕えていた」と述べる。⁽³¹⁾ 孝子伝などに見える「不孝鳥」としての「梟」は、孝治を理想とする社会的倫理観の中で、まさに不孝という観念の具体的なシンボルとして機能しているのである。

(三) 五月と不孝

五月の禁忌の説明に孝の理論が用いられる例は、この他にも見られる。『史記』孟嘗君列伝に次のようにある。

初、田嬰有子四十餘人。其賤妾有子名文。文以五月五日生。嬰告其母曰「勿舉也。」其母竊舉生之。及長、其母因兄弟而見其子文於田嬰。田嬰怒其母曰「吾令若去此子、而敢生之、何也。」文頓首因曰「君所以不舉五月子者、何故。」嬰曰「五月子者、長與戸齊、將不利其父母。」

（初め、田嬰に子四十餘人有り。其の賤妾に子有り文と名づく。文五月五日を以て生まる。嬰其の母に

告げて曰く「擧ぐること勿き也」と。其の母竊かに之を擧げ生む。長ずるに及び、其の母兄弟に因りて其の子文を田嬰に見せしむ。田嬰、其の母に怒りて曰く「吾れ若をして此の子を去らしむれど、敢えて之を生むは、何ぞ也？」と。文頓首し因りて曰く「君の五月の子を擧げざる所以は、何故ならん？」と。嬰曰く「五月の子は、長戸と齊しければ、將に其の父母を利せず」と。

漢代には五月に生まれた子が父母の不利益になるといふ禁忌が広く信じられていたようだ。『論衡』四諱には、四曰諱舉正月・五月子。以爲正月・五月子殺父與母、不得。已舉之、父母禍死、則信而謂之真矣。……世俗所諱、虛妄之言也。

(四に曰く、正月・五月の子を擧ぐるを諱む。以爲えらく正月・五月の子は父と母とを殺せば、得ずと。已に之を擧げ、父母の禍ありて死せば、則ち信じて之を真と謂う矣。……世俗の諱む所、虚妄の言也。)

とあり、俗に正月と五月生まれの子は父母を殺すと信じられていたことがわかる。この時季が、ふくろうを捕らえる習俗(歳始・五月)と重なることは興味深い。古代において、生んだ子供を養育しない理由は貧困や

戦乱などによるものも多く、決して珍しいことではなかったようである。『後漢書』賈彪列伝には、小民困貧、多不養子、彪嚴爲其制、與殺人同罪。

(小民困貧にして、子を養わざるもの多く、彪、嚴しく其の制を爲し、殺人と同罪とす。)

とあり、不養は殺人と同罪であった。また、睡虎地秦簡の法律答問にも以下のようにある。

擅殺子、鯨爲城旦舂。其子新生而有怪物其身、及不全而殺之、勿罪。

(擅に子を殺すは、鯨城旦舂と爲す。其の子新たに生れて怪物其の身に有り、及び不全にして之を殺すは、罪するなかれ。)

原則的に、子供を殺す者は処罰されたと考えられる。

しかし、異常出生の場合、罪に問われなかった。正月・五月生まれの子供を養育しないことにしても、嬰兒を殺すことに変わりなく、後漢には非難の対象となっていたようだ。

特定の日に生まれた子供を忌む習俗は、睡虎地秦簡・日書・乙種生篇にも見える。ここには、

凡已巳生、勿擧。不利父母、男子爲人臣、女子爲人妾。庚子生、不出三日必死。

(凡そ己巳に生まるるは、擧ぐる事勿かれ。父母を利せずして、男子は人臣と爲り、女子は人妾と爲らん。庚子に生まるるは、三日を出でずして必ず死せん。)

とあり、「不利父母」という孟嘗君の故事によく似た占辭が見える。中国古代、占いによって生まれてくる子供を忌み養育しない例は、すでに殷代卜辞に見られ、占術と深い関わりがあったことがうかがえる。伝世文献に見える五月生まれの子供を養育しない俗信も、本来はこうした占術の中に位置していたのではなからうか。日書に見える忌日は、漢代以降五月(正月)に集約され、占日という算命的理論よりも、むしろ「不孝」という道徳的な理論によって補強されたと推測される。

五月に生まれた子を不孝として忌む例は、戦国末から漢代にかけて形成・流行した孝思想の体系の中で、諸習俗が孝思想によって説明されたことの傍証となるだろう。「梟」と「鴟」の共通点である五月夏至という季節自体に、不孝というイメージがあり、「梟」と「鴟」が「不孝鳥」として混同されていく過程には、不孝の性質を帯びる五月の季節性が媒介となつて、不孝のイメージに引きつけられた可能性が考えられないだろうか。

おわりに

以上、「梟」に付与された「不孝」のイメージについて、検討してきた。そして、ふくろうの実態に反する「不孝」「食母」という性格は、悪月である五月の禁忌が不孝の理論によって解釈されたこと、「梟」を捕らえる習俗がその五月に行われ、それを漢魏の注釈家が不孝の理論で説明したこと、そして「梟」が孝子伝など孝思想を色濃く反映した説話の中に組み込まれたことによつて付与された可能性を提示した。

もちろん、五月生まれの子を忌む「不孝」と「梟」の「不孝」を直接結びつけることはできず、拙論は一つの仮説を提示したに過ぎない。ふくろうが持つ猛禽の凶暴性や、夜行性という一般的な鳥たちとは「逆」の生態など、ふくろうを悪とするのは様々な要因が絡み合つて生成されたものであろう。また、ふくろう類に比定される「鴟」や「鵂」など多くの鳥名の中で、「不孝」とされるのは原則的に「梟」のみである。鳥名解釈の混同で示したように、複数の鳥が一つの鳥名を共有し、また同時に一つの鳥が複数の鳥名を持つという複雑な状況の中で、なぜ他の鳥名と「不孝」のイメージが共有されなかった

かという問題が残る。とはいえ、ふくろうの持つ多様なイメージの一端をうかがい知ることができたと考えたい。

註

- (1) 日本では、一般的に耳のような羽(羽角)があるものを「みみずく」と呼ぶが、現在の生物学では、羽角の有無にかかわらず総じてフクロウ目 (*Strigiformes*) に分類される。『本草綱目』によると、その名称には(鴟鵂)角鴟・怪鴟・翟・老兔・鈎鴟・鴟鵂・穀鴟・呼吟鴟・夜食鷹、(鴞) 梟鴞・土梟・山鴞・雞鴞・鵬・訓狐・流离・魍魎など多数あり、「鴟」「梟」と呼ばれることが多い。本稿では特に名称を限定しない場合、総称として「ふくろう」と呼ぶ。
- (2) 拙論「中国古代における悪鳥観」(『日本秦漢史研究』第十五号、二〇一四年a)及び「漢代画像石に見えるふくろうの表象」(『中国出土資料研究』第十八号、二〇一四年b)。
- (3) 「臣敞欲動觀其意、即以惡鳥感之、曰、昌邑多梟。」
- (4) 「柏常壽曰、君爲臺甚急、臺成。君何爲而不踊焉? 公曰、然。有梟昔者鳴、聲無不爲也。吾惡之甚、是以不踊焉。」
- (5) 例えば、『左伝』襄公三十年に「或叫于宋大廟曰、請誦出出。鳥鳴于亳社、如曰誦誦。甲午、宋大災、宋伯姬卒」とある。詳細は拙論(二〇一四年a)参照。
- (6) 鄭玄は『周礼』秋官・摯蕪氏の「摯蕪氏、掌覆天鳥之巢」に対して「覆猶毀也。天鳥、惡鳴之鳥。若鴞鵂」と注している。
- (7) 拙論(二〇一四年a)参照。
- (8) 加地伸行『孝経』(講談社、二〇〇七年)四七一―四九頁。
- (9) 池澤優『孝』思想の宗教学的的研究(東京大学出版会、二〇〇二年)三〇五―三二七頁。
- (10) 『孝子伝』は漢代以降多く編纂されたが、中国では早くに散佚し、完本は日本の陽明本と船橋本しか伝存しておらず、そのうちの陽明本は、六朝以降の改編を受けてはいるが、漢代孝子伝の面影を残しているとされる(幼学の会編『孝子伝注解』汲古書院、二〇〇三年、三一九頁)。テキストは前掲『孝子伝注解』によった。
- (11) 船橋本ではただ「飛鳥」とする。
- (12) 『韓詩外伝』卷七には「伯奇孝而棄於親」とある。また『說苑』(佚文)にも「王國子前母子伯奇、後母子伯封、後母欲其子立爲太子……乃逐伯奇也(引『後漢書』黃瓊傳注)」とある。
- (13) 「梟」が母の目を啄むことは西晋の伝張華注『禽經』に「梟鴟害母。【張華注】梟在巢、母哺之。羽翼成、啄母目、翔去也」とある。
- (14) 船橋本では「隣境有兄弟二。或人曰、此人等有飢饉之時、食己母。參聞之、乃廻車而避、不入其境。是四孝也。魯有鴞梟。聞之聲者、莫不爲厭。參至前曰、汝聲爲諸人厭。宜韜之勿出。鳥乃聞之遠去、又不至其鄉。是五孝也」として、四孝の母を食らう一節がより直接的に表現

され、鴉梟については食母の表現がなく声についてのみ触れる。ただ、曾参の孝を挙げる内容であるため、船橋本の「鴉梟」も単なる悪声の鳥ではなく不孝鳥とみるべきであろう。

(15) これら各孝子伝については黒田彰氏の「伯奇贅語」〔黒田彰「孝子伝図の研究」汲古書院、二〇〇七年、七八八〇二頁所収〕及び「曾参贅語」〔黒田彰、前掲書、四六三―五一五頁所収〕に詳しい。

(16) 「令禽惡鳥論」は版本によって字の異同や節略が多いが、論の展開は一致している。ひとまず張幼文校注『曹植集校注』（北京・人民文学出版社、一九八四年）に拠った。

(17) この「七月鳴穀」は現行『毛詩』の「七月鳴鵒」のことであろう。これについて鄭玄は「伯勞鳴、將寒之候也。五月則鳴。幽地晚寒、鳥物之候從其氣焉」とする。この「七月」と「五月」の関係について、清・毛奇齡『統詩伝鳥名卷』は「周正七月即夏正五月者然而詩文多用夏正、幽風亦然」と、周と夏の暦の違いによるとする。

(18) 唐・陳藏器『本草拾遺』（『証類本草』所引）「鴉」に「乃云作笑声當有人死」とある。

(19) 「子曰、小子何莫學夫詩？詩可以興、可以觀、可以羣、可以怨。邇之事父、遠之事君。多識於鳥獸草木之名」

(20) 『爾雅』郭璞注と『草木疏』の前後関係は不明である。郭璞は東晋の人物で、『山海経』や『穆天子伝』などに注を施したことで知られる。一方、陸氏『草木疏』は三国呉の陸璣の撰とする説が有力ではあるが、説郭本など一

部の版本では唐代の人物とされる。また、この書は成立に不明な点が多く、郭璞との前後関係を確定したい。詳しくは小林清市「陸疏の素描」〔『中国博物学の世界』農山漁村文化協会、二〇〇三年〕参照。

(21) 「鴉」は『集韻』に「同鵒」とある。

(22) それぞれ（倭名類聚抄）及び「本草綱目啓蒙」に拠って和名を付せば、【A】梟（フクロウ）≡鴉【フクロウ】≡鴉（トビ）≡鴉鴉≡鴉鴉（ミソサザイ）【B】鵒（モズ）≡伯勞【モズ】≡鵒鵒となる。

(23) 山田純「鶴鵒」という名の天皇―鳥名と易姓革命」〔日本文学』第五十七卷第二号、二〇〇八年。これに対して、黒田氏は、基本的には山田氏の説を支持するも、資料解釈に誤りがあるとして若干の訂正を加えている（黒田彰「鴉梟と伯勞―「鶴鵒」という名の天皇」読後」『日本文学』第五十八卷第二号、二〇〇九年）。

(24) 谷口慎次「鵒と梟について―その混同と受容」〔仏教大学大学院紀要（文学研究篇）』第三十八号、二〇一〇年）。

(25) 谷口前掲論文。

(26) 季節の転換点と捕鳥の関係については伊藤清司氏も指摘している（伊藤清司「古代中国の射礼」『民族学研究』二十三卷第三号、一九五九年）。

(27) 『荆楚歳時記』に「五月俗稱惡月、多禁」とされる。なぜ悪月とするか、はつきりした理由は分かっていないが、特に南方の真夏は気温が上がり多湿であるため、細菌が繁殖しやすく疫病が蔓延しやすい状況であったこと

によるのではないかと考えられている(中村裕一「中国古代の年中行事」第二冊夏、汲古書院、二〇〇九年、三五五頁及び王利華「端午風俗中的人与環境」『南開学報(哲学社会科学版)』二〇〇八年第二期など)。

(28) 中村喬「中国の年中行事」(平凡社、一九八八年) 一三一―一三四頁。

(29) 『四時纂要』正月に「正月元日、以鵲巢燒之著厨、辟兵」とあることから、正月にも鳥に関わる「辟兵」の呪いがあったことが分かる。中村裕一氏はこの「辟兵」の「兵」を「病」と同音として、病を避ける意味であろうとする(中村裕一「中国古代の年中行事」第一冊春、汲古書院、二〇〇九年、一四一頁)。

(30) 池澤前掲書、二九四頁。

(31) ポール・シェパード『動物論―思考と文化の起源について』(寺田鴻訳、どうぶつ社、一九九一年。原書は Paul Shepard, *Thinking Animals—Animals and the Development of Human Intelligence*, New York: The Viking Press, 1978) 二六一頁。

(32) 五月五日という忌日について、池田温氏によれば、重数節日が魏晋時代までしか遡ることができず、『史記』孟嘗君列伝の古写本には「五日」の二字がなく、後世の竄入が認められるという(池田温「中国古代における重数節日の成立」『中国古代史研究』第六、吉川弘文館、一九八九年)。

(33) 李貞徳「漢隋之間的「生子不孝」問題」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』第六十六本第三分、一九九五年)。

(34) 王子今「秦漢、生子不孝、現象和棄嬰故事」(『史学月刊』二〇〇七年第八期)。

(35) 『後漢書』張奐列伝に「復拜武威太守。……其俗多妖忌、凡二月・五月産子及與父母同月生者、悉殺之。奐示以義方、嚴加賞罰、風俗遂改、百姓生爲立祠」とある。

(36) 以下に引く睡虎地秦簡日書は劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(台北・文津出版社、一九九四年)に拠る。

(37) 李志剛「中国上古時期的「生子不孝」」(『古代文明』第五卷第三期、二〇一一年)。

(38) 李貞徳氏はこれらを「時日禁忌」とする(李貞徳、前掲論文)。